

令和3年度（第30回）

歯っぴいライフ8020実施要領

福島県・福島県歯科医師会

1. 対象者

- (1) 福島県内に住民票があり、かつ居住している者
- (2) 昭和16年6月30日以前に生まれた80歳以上の者
- (3) 20本以上の残存歯（第3大臼歯を含む。）が十分に機能している者
ただし、ブリッジのダミー、C4およびインプラントは欠損歯扱いとする。
- (4) すでに「歯っぴいライフ8020」の認定証を所持している者は除く。

2. 募集期間

令和3年6月1日（火）から10月30日（土）まで

※昨年同様、新型コロナウイルス影響のため募集期間を延長。

3. 健診及び審査方法

- (1) 自薦他薦を問わず、上記1. 対象者の(1)から(4)を満たす該当者は、最寄りのかかりつけ歯科医院（福島県歯科医師会会員）において、「歯っぴいライフ8020」に応募することを申し出て健診を受ける（上記募集期間中の健診に限る）。
なお、この場合の健診は無料とする。
- (2) 応募者があった歯科医院は、福島県歯科医師会の会員である歯科医師が別に定める健診票を作成し、以下の期日までに各地域歯科医師会長に提出する。
 - ・ 6月～ 7月健診実施分… 8月6日（金）
 - ・ 8月～10月健診実施分… 11月5日（金）
- (3) 各地域歯科医師会長は、応募のあった健診票を以下の期日までに福島県歯科医師会長に提出する。
 - ・ 6月～ 7月健診実施分… 8月18日（水）
 - ・ 8月～10月健診実施分… 11月12日（金）
- (4) 福島県歯科医師会は審査会を開催し、認定者を決定する。

4. 認定証の交付

- (1) 所定の要件を満たした応募者全員に「歯っぴいライフ8020」の認定証を交付する。
〔令和4年1月下旬予定〕
- (2) 認定証は福島県歯科医師会から対象者に送付する。
- (3) 「歯っぴいライフ8020」認定証の交付に関わる事務は、福島県歯科医師会が行う。

5. その他

令和4年度から対象者を「当該年度に80歳になった者」に変更する。

80歳以上の方は令和3年度の募集期間中に応募が必要となるため、注意すること。

※ 福島県・福島県歯科医師会は個人情報保護に関する法令を遵守し、応募者の個人情報は、「歯っぴいライフ8020」に関する認定の目的以外では使用しない。また、「歯っぴいライフ8020」の審査結果は、行政機関や報道機関等に公表する。